状の贈呈に関する内規行政及び司法の各部門の支部図書館の職員への感謝

改正 昭和六十一年五月三十一日同 第四号改正 昭和六十一年五月 三十日国立国会図書館内規第四号(昭和五十七年六月十九日国立国会図書館内規第五号)

(目的)

(贈呈を受ける者の範囲

該支部図書館長から推薦のあったものに対して行う。十年以上勤続し(支部図書館の向上発展に寄与したものとして当支部図書館の職員となり、これらの期間を通じて十年以上となる支部図書館の職員となり、これらの期間を通じて十年以上となるの。

(贈呈の方法)

第三条 感謝状の贈呈は、館長が授与して行う。

(感謝状の様式)

第四条 感謝状の様式は、館長が定める。

(副賞)

第五条 感謝状には、副賞を添えることができる。

(贈呈の期日)

第六条 感謝状の贈呈は、年一回定期に行う。

(内申)

の旨を館長に内申するものとする。 薦のあつた者について感謝状の贈呈に値すると認めるときは、そ第七条 総務部長は、第二条の規定に基づき、支部図書館長から推

(贈呈の事務)

第八条 感謝状の贈呈に関する事務は、総務部が行う。

附 則

この内規は、昭和五十七年六月十九日から施行する

附則(昭和六十一年五月三十日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。